

令和2年5月21日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
〔公 印 省 略〕

郡外に旅行した場合の登校・出勤の判断基準について（通知）

平素より、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力を頂き深く感謝申し上げます。

国は令和2年5月14日に、沖縄県を含む一部地域の緊急事態措置を解除しました。それに伴い、石垣市では5月18日より、部活動及びスポーツ少年団等の活動再開等、市民生活の再開と同時に、学校における対応を見直しました。

そこで、5月19日時点でも新たな感染者が発生していないこと等を踏まえ、これまでの「郡外に旅行した場合の登校・出勤の判断基準」について見直します。

つきましては、今後の対応を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み継続をよろしくお願いいたします。

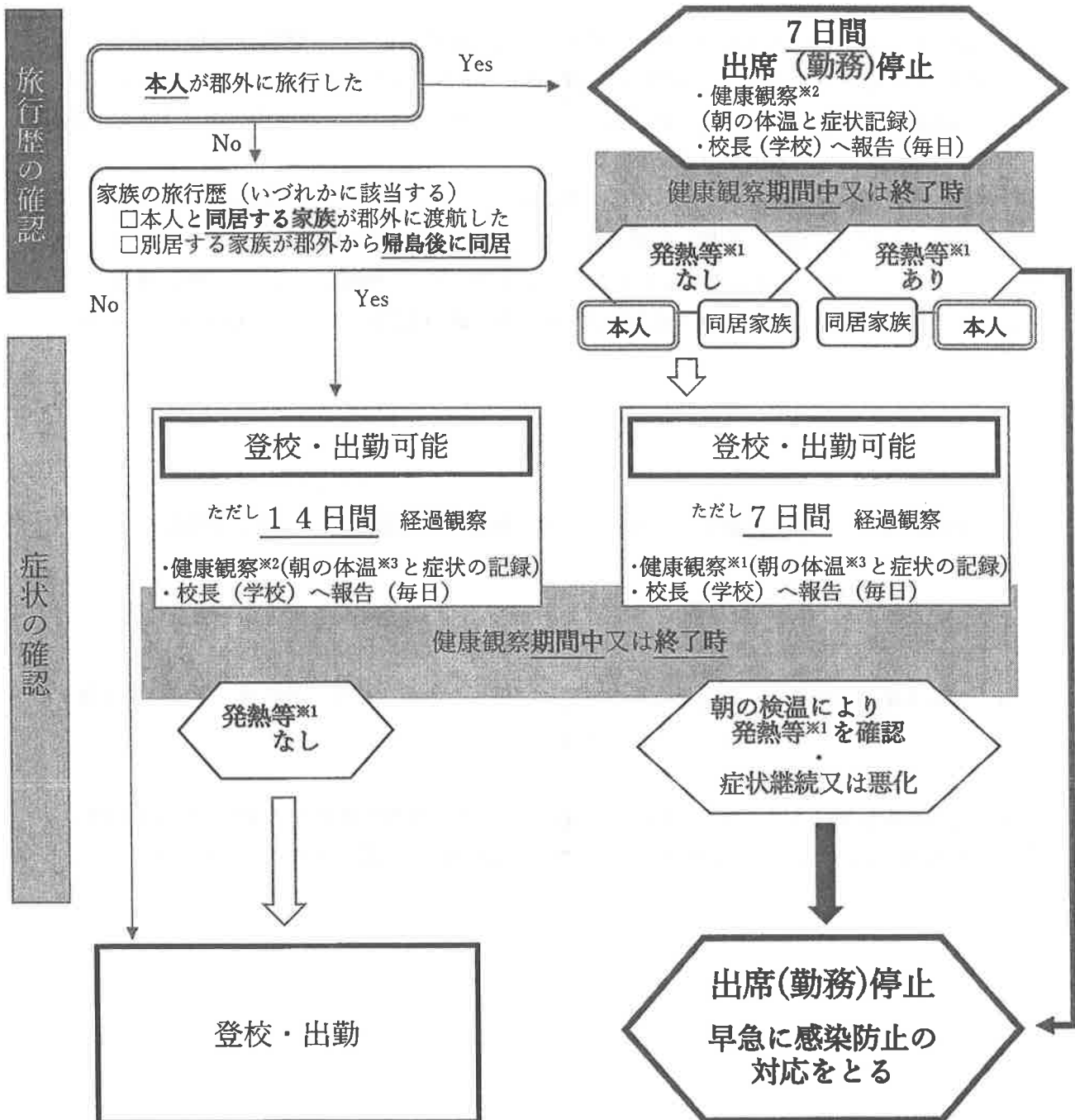
記

- 1 添付資料 : 郡外に旅行した場合の登校（出勤）の判断基準について（裏面）
- 2 適用期間 : 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間
- 3 判断基準の対象者 : 石垣市立小中学校に在籍する児童生徒及び教職員、学校関係職員（事務・支援員等含む）
- 4 この判断基準は5月21日（木）から実施とします。判断基準実施日以前から自宅待機している者においては、1週間を経過している場合は登校・出勤できることとします。

新型コロナウイルス感染拡大防止
～郡外に旅行した場合の登校・出勤の判断基準～

◎判断基準の対象者：

石垣市立小中学校に在籍する児童生徒及び教職員、学校関係職員（事務・支援員等含む）



- ※1 発熱等 ： 発熱や呼吸器症状
※2 健康観察 ： 本人及び家族を対象とする
※3 体温測定 ： 出勤・登校前に体温計測